

関係各位

令和 7 年 5 月 2 日
千葉市社会福祉協議会
総 務 企 画 課
電話 209-8815

職員の処分について

本会職員に対し、酒気帯び運転による処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
療育センターいずみの家	指導員	42	男	停職3か月

(管理監督職)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
療育センターいずみの家	所長	54	男	厳重注意

2 処分年月日 令和7年5月2日(金)

3 事案概要

当事者は、令和6年10月15日(火)業務終了後、千葉市内で飲食し、同日22時頃、大網白里市内で原動機付自転車を運転中に転倒し、警察からの聴取により酒気帯び運転と認定された。

令和7年4月9日(水)、略式起訴により罰金刑となった。

4 再発防止の取組み

社会全体で飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、本会職員が酒気帯び運転を行ったことはあってはならないことである。飲酒運転の防止等について会長通知を発出し、改めて職員に対し、法令遵守意識を求めるとともに指導・啓発に努める。